

甲南女子大学動物実験実施マニュアル

制定 平成 22 年 9 月 29 日

第 1 目的

甲南女子大学動物実験実施マニュアル（以下「実験マニュアル」という。）は、甲南女子大学において動物愛護ならびに動物福祉の精神に沿った科学的な動物実験を行うにあたり、実験計画の立案、計画書の申請と承認、動物購入、実験実施時の注意事項、動物の処分方法などについての手順を記載する。

第 2 動物実験計画の手続き

- 1 動物実験を行おうとする実験者は、動物実験計画書（様式第 1 号）を作成し、動物実験委員会に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 動物飼育施設に搬入する動物については、その微生物学的品質に細心の注意を払わなければならない。入手先が指定業者以外の場合は、前もって管理者の許可を得る必要がある。
- 3 実験者は、動物実験委員会からの承認後、動物飼育管理者と相談のうえ動物搬入や実験開始の手続きを行うことができる。
- 4 承認を得た動物実験計画が変更、終了あるいは中止する際には、動物実験計画結果報告書（様式第 2 号）を作成し、動物実験委員会に提出しなければならない。

第 3 動物実験施設の利用

- 1 動物実験施設を初めて利用する際には、まず動物実験施設利用者登録申請書を作成し動物実験施設管理者に提出する。
- 2 動物実験施設を利用する際には毎回、入退出記録に入退出時間を記入する。

第 4 動物実験飼育室の利用

- 1 実験中の飼育室の清掃・消毒は備え付けの用具及び消毒液を用いて実験者が実施する。
- 2 実験者が飼育動物の給餌、給水、ゲージ交換を行わなければならない。

第5 動物購入および搬入の手続き

- 1 実験者は、承認された動物実験計画書に従い、動物飼育管理者と相談の上、搬入時期、搬入場所を決定する。
- 2 実験者は、承認された動物実験計画書に従い、実験物搬入申込書を作成し動物実験施設管理室に提出する。

第6 実験を行うにあたっての注意点

- 1 動物実験を行うにあたっては、麻酔等により動物への苦痛を最小限に留める。
- 2 不必要な飼育はないか、求める成果を出すために必要最小限の匹数を使用しているか等を常に確認しながら実験を行う。

第7 実験終了の手続き

- 1 実験を終了した動物については、適切な方法により処分し保管する。
- 2 処分した動物は、ビニール袋に収容し、動物管理簿に処置日、匹数などを記入し、専用の冷凍庫に保管する。
- 3 処分した動物および汚物は、認可を受けた処理業者が回収し適切に処理される。

第8 災害発生時の対応

- 1 身体の安全を確保し、災害規模が小さければ初期消火等を行う。
- 2 実験中の動物への対応は原則としては、災害発生時には動物が飼育室あるいは実験室

の外に逃亡しないよう万全を期す。

第9 実験動物逸走時の対応

- 1 逃亡動物を発見した時は、管理者に報告し、発見者及び管理者が所定の用具を用いて捕獲する。

第10 緊急時の措置

- 1 地震、火災その他災害のため実験動物が逃亡し、危害を加えたり又はそのおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、速やかに学長に状況を報告し、その指示を受けなければならない。

【関係機関への連絡先】

| | | |
|---------|-----------------------|-----------------|
| マウス・ラット | 神戸市保健所東部衛生監視事務所 | 電話：078-232-4656 |
| ウシガエル | 環境庁近畿地方環境事務所 | 電話：06-4792-0706 |
| その他 | 兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課環境衛生班 | 電話：078-362-3259 |